

## 事 実 証 明 書 (通勤災害の例)

被災職員	氏 名	福 島 太 郎
	所属部局・課・係	〇〇部〇〇課〇〇係
	災害発生の日時	令和〇年 10月11日 午前・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">午後</span> 5時20分頃
	災害発生の場所	〇〇市〇〇地内交差点
<p>災害の状況</p> <p style="color: blue;">令和〇年10月11日午後5時20分頃、被災職員から退勤途上〇〇町〇〇地内国道4号線交差点において追突事故にあった旨の電話連絡を受け、〇〇係長を現場に赴かせ事故処理中の警察官、被災職員及び相手方に確認した結果、信号待ちしていた被災職員の車に脇見運転のため(株)〇〇運送の大型貨物自動車に追突され、負傷した事実を証明します。</p> <p style="color: red;">最も重要な証拠書類であり、これをもとにして組合が公務災害・通勤災害の認定について審査するので、下記項目を考慮して具体的に詳しく記入すること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="color: red;">① いつ、だれから、どのような手段により認知したか</p> <p style="color: red;">② 認知したときの災害事実の要旨</p> <p style="color: red;">③ いつ、だれを現場に臨場させ事実を確認させたか</p> <p style="color: red;">④ だれから事情聴取して、どのような事実を認知し、証明するのか</p> </div> <p>(確認方法)</p> <p style="color: blue;">被災職員からの事故発生の電話連絡を受け、〇〇係長を現場に赴かせ事故処理中の警察官、被災職員及び相手方に事故の発生状況を確認した。</p>		
<p>上記のとおり事実と相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">令和〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">(所属部局長) 職 名 〇〇部〇〇課 氏 名 課長 〇 〇 〇 〇</p>		

※ 報告書中の災害発生の状況等記載欄記載事項の転記のみでは事実証明書としての証拠力がないので記入に当たっては注意すること。

※ 被災職員からの確認のみでは不十分であり、被災職員以外の者（事故の相手、警察官、目撃者等）の確認により、総合的な判断を行うこと。  
※ 被災職員しかいない場合は、医師の診断書により確認を行うこと。

(注) この証明書は、「現認者」がない場合に添付すること。

## 事 実 証 明 書 (上記以外の例)

被災職員	氏 名	福 島 次 郎
	所属部局・課・係	〇〇部〇〇課〇〇係
	災害発生の日時	令和〇年 10月11日 (午前)・午後 9時20分頃
	災害発生の場所	〇〇公園緑地内
<p>災害の状況</p> <p>令和〇年10月11日、本職は〇〇管理係長から福島臨時作業員が〇〇公園緑地内において足を負傷した旨の連絡を受けたので、その状況を確認するため、直ちに〇〇管理係長を現場に赴かせた。</p> <p>〇〇管理係長は現場において福島臨時作業員が公園の法面下の道路でうずくまっているところを発見した△△臨時作業員から発見時の状況を、また福島臨時作業員から負傷に至る経緯を聞き取るなどした。</p> <p>その後、〇〇管理係長から事故の発生状況について、福島臨時作業員が午前9時20分に草刈り機で公園法面の除草作業中に、刃が石に当たりその反動でバランスを崩して道路に転落し、負傷したとの報告を受けた。</p> <p>以上のとおり、福島臨時作業員が負傷した事実を証明します。</p> <p style="text-align: center;">※ 記載に当たっての留意事項は、通勤災害の記載例の朱書き部分と同じ。</p>		
<p>(確認方法)</p> <p>〇〇管理係長からの事故発生状況の報告及び医師の診断書から右膝関節骨折であることを確認した。</p>		
<p>上記のとおり事実と相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">令和〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">(所属部局長) 職 名 〇〇部〇〇課 氏 名 課長 〇 〇 〇 〇</p>		

※ 上記朱書きと同じ。

※ 被災職員からの確認のみでは不十分であり、被災職員以外の者（事故の相手、警察官、目撃者等）の確認により、総合的な判断を行うこと。  
 ※ 被災職員しかいない場合は、医師の診断書により確認を行うこと。

(注) この証明書は、「現認者」がない場合に添付すること。